

# 経済的な理由で就学が困難な人を支援

現在、認定を受けている人も毎年申請が必要です

経済的な理由で、学用品費や修学旅行費などの支払いが困難な児童や生徒の保護者に費用の一部を支給する「就学援助制度」。来年度の申請を受け付けます。現在認定を受けている人も、毎年申請が必要です。詳しくは市公式サイトを確認してください。



- 就学援助の内容 ▶学用品費▶通学用品費▶新入学学用品費（1年生の4月認定者のみ、入学前支給を除く）▶修学旅行費▶校外活動費▶給食費▶医療費
- 対象者 市内に住所があるか市内の小中学校に通学する児童や生徒の保護者で、生活保護世帯か児童扶養手当を受給している人。または就学に必要な経費の負担が困難で、令和7年中の世帯全員の所得金額などが

認定基準額以下の世帯  
※4月に入学予定の子どもを持つ保護者で、新入学学用品費の入学前支給申請をした場合でも再度申請が必要です。



- 受付期間 3月2日(月)～31日(火)、新1年生は4月30日(木)まで(土日、祝日を除く)  
※受付期間を過ぎて申請すると、申請した月の翌月からの支給となります。
- 提出先 三橋庁舎3階学校教育課、市内小中学校
- 【問】同課教務係 (☎0944・77・8863)

# 公共施設の予約がパソコンやスマホで簡単、便利に

キャッシュレス決済や小中学校の体育館はリモートロックシステムで解錠できます

3月からパソコンやスマートフォンで体育施設や学校施設などの空き状況の確認や利用予約ができる公共施設予約システムを開始します。施設に向かなくても予約でき、使



用料の支払いはPayPayやクレジットカード決済も可能。学校施設や武道場は事前に発行される暗証番号で各施設に設置されたキーボックスを開け、鍵を取り出し、解錠するリモートロックシステムを導入するため、鍵の受け取りや返却の手間が省け、大変便利になりま

す。利用するには登録が必要です。詳しくは市公式サイトで確認してください。

- 対象施設 ▶文化施設=市民文化会館▶公民館=各公民館、コミュニティセンター▶体育施設=市民体育館、三橋体育センター、大和B&G海洋センター体育館、弓道場、武道場、市民グラウンド、各テニスコート▶学校施設=小中学校体育館やグラウンド  
※武道場、小中学校体育館はリモートロックシステムに対応しています。
- オンライン決済の種類 ▶PayPay▶コンビニオンライン▶ペイジー▶クレジットカード
- 【問】市生涯学習課スポーツ推進係 (☎0944・77・8837)、中央公民館 (☎0944・73・4489)、市学校教育課施設係 (☎0944・77・8866)

**リモートロックシステム  
利用方法**

- ①施設の予約
- ②オンラインなどで支払い
- ③キーボックス解除用の暗証番号のメールが届く
- ④暗証番号を入力してキーボックスから鍵を取り出し、施設を解錠
- ⑤利用後は施設を施錠し、鍵をキーボックスに返却

**公共施設利用の流れ**

- 1 利用者登録  
システムの利用者登録をQRから申し込み
- 2 予約  
施設の空き状況を確認し、予約
- 3 決済  
予約時に使用料の支払方法を選択  
※窓口での支払いやキャッシュレス決済ができます。
- 4 施設利用  
予約した施設を利用

# 児童手当の第3子以降加算の継続には手続きが必要

3月で高校や短期大学、専門学校などを卒業する子がいる場合は確認をお願いします

児童手当は高校生年代までが対象ですが、大学生年代になった後も次の要件を満たす場合、手続きをすると第3子以降の加算の算定対象になります。大学生年代以下の子を3人以上養育している人で、3月に高校や短期大学、専門学校などを卒業する子を4月以降も引き続き養育する場合は手続きが必要です。3月上旬に対象者へ通知を送付するので忘れずに手続きをしてください。

- 要件 次の①と②に該当する人 ①同居していて日常生活の世話や必要な保護をしているか、別居してい

るが定期的な連絡や面会などをしていて、監護相当である②生活費の負担をしていて、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない



- 申請方法 4月16日(木)までに市子育て支援課へ申請  
※申請期限を過ぎて申請すると、申請した月の翌月からの支給となります。
- 【問】同課児童家庭係 (☎0944・77・8522)

# 物価高対応子育て応援手当の申請期限は3月31日

公務員は忘れずに申請してください

広報やながわ2月号でお知らせした「物価高対応子育て応援手当」について、所属庁から児童手当を受給している公務員は応援手当を受給するための申請が必要です。申請期限を3月31日(火)まで延長します。忘れずに申請してください。また、2月以降に生まれた児

童の応援手当は、所属庁から申請書を受け取り、4月30日(木)までに提出してください。詳しくは市公式サイトで確認できます。



- 【問】市子育て支援課児童家庭係 (☎0944・77・8522)

# 電気火災の対策に感震ブレーカーの設置を

もしものときの備えを 大規模地震による火災の過半数は電気が原因です



## 春の全国火災予防運動を実施

3月1日から7日まで春の全国火災予防運動を実施します。空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。火の取り扱いには十分に注意してください。詳しくは市公式サイトで確認できます。



## 地震による電気火災対策を

いつどこで起きるか分からない大規模地震。過去の大地震では建物の倒壊だけでなく、火災の被害が多く発生しています。東日本大震災での火災のうち、約半数が電気が原因でした。地震が発生すると、家具や家電が倒れたり、電気コードが損傷したりします。停電から電気が復旧すると、家電製品から出火したり、損傷した電気コードから火花が出たりして、電気火災が起こることがあります。電気火災を防ぐには、地震が起きたときに揺れを感知して電気を自動で遮断する感震ブレーカーの設置が有効です。この機会に設置を検討しませんか。また、電気火災対策と併せて次のことに取り組みしましょう。

▶家具の転倒防止=家具が倒れないようにするためL字金具での固定や突っ張り棒を使用しましょう▶消火器の設置=消火器を設置し、火が小さいうちは初期消火を行いましょう▶住宅用火災警報器の設置=寝室や階段室に設置義務があります。就寝時の逃げ遅れを防ぐために火災警報器を設置しましょう

- 【問】市消防本部予防課予防係 (☎0944・74・0121)

## 感震ブレーカー設置費用の一部を補助

- 補助金額 費用の2分の1、上限2万円まで  
※同一世帯につき1回に限ります。



- 対象者 市内に住民登録があり、市税などの滞納がなく、現に市内に居住または所有する住宅に未使用品の感震ブレーカーを設置する人
- 設置対象の建物 専用住宅や賃貸住宅、マンションなど(新築住宅は対象外)
- 申請方法 柳川庁舎3階総務課へ直接提出。申請書類は同課や市公式サイトから入手可
- 【問】同課危機管理係 (☎0944・77・8153)